

## 令和6年度神奈川県看護師等修学資金貸付事業（2年課程）募集案内

### ○ 修学資金の制度概要

神奈川県では、県内にて看護職(保健師・助産師・看護師)の業務に従事する有能な人材を育成するため、養成施設(看護専門学校や大学の看護学部等)に在学し、卒業後は「県内で看護職として従事する」意思がある学生に、選考のうえ修学資金をお貸しする制度を設けています。

この制度は貸付のため、卒業後には全額返還していただきます。ただし、条件に合致する場合は返還免除を受けることが可能です。

### ○ 応募要件

種類	応募要件
2年課程進学支援修学資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和6年4月1日以降、看護師養成施設2年課程に在学している者(※1)</li> <li>② 成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康である者</li> <li>③ 養成施設を卒業した後、神奈川県内において看護職の業務に従事する意思を有する者</li> </ul> <p>上記の①～③に加えて、次のいずれかの要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 住民税が非課税の世帯又は均等割のみの世帯の者(※2)</li> <li>⑤ 世帯年収が一定の基準(※3)を満たし、次のいずれかを満たす者           <ul style="list-style-type: none"> <li>i )進学のために退職又は休職した者</li> <li>ii )本人又は世帯の主たる生計維持者の収入が進学前より減少した者(※4)</li> </ul> </li> </ul>

(※1)看護師養成施設2年間または定時制3年間に在籍している者

(※2)世帯全員が上記に該当している場合とします。なお、同居していない者についても、生計を一にしている場合は同一世帯と見なしますので、その者も含めて全員とします。「生計を一にする」とは、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合とします。

(※3)一定の基準とは世帯全員の所得について以下の算定式により計算した額が30万4,200円(年収約910万円)未満であることとします。

【算定式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に4分の3を乗じて計算します。

※ 同居していない者についても、生計を一にしている場合は同一世帯と見なします。

(※4)収入が減少とは次のいずれかを満たす者とします。

①令和6年4月又は5月の収入が、入学前年度同月の収入より20%以上減少した者。

②令和6年4月又は5月の収入が、入学前年度1月～3月のいずれかの収入より20%以上減少した者。

## ○ 貸付額

修学資金の貸付額は次のとおりです。

種類	看護師課程
2年課程進学支援 修学資金	月額40,000円(最大2年間(定時制の場合は3年間)まで) 初回加算金100,000円 ※初回加算金は、入学初年度の希望者のみに貸与します。 また、初回加算金のみの貸与はできません。

## ○ 収還免除となる条件

収還免除となるには、次の全ての条件を満たす必要があります。ひとつでも満たさない条件がある場合は免除とならず、収還となります。条件を満たした場合に限り、収還免除の申請をすることができます。

- 卒業後、神奈川県内の収還免除対象施設において、必要な従事期間を継続して従事すること。

収還免除対象施設（神奈川県内に限る）の例 ※	必要な従事期間
医療法第1条の5第1項に規定する200床以上の病院・保健福祉事務所や市が設置する保健所・母子保健法第22条に規定するこども家庭センター・健康保険法第88条第1項の規定に基づき指定された訪問看護事業を行う事業所	5年間
医療法第7条第1項の規定に基づき許可を受けた200床未満の病院・医療法第7条第1項の規定に基づき許可を受けた病床数の80%以上が精神病床の病院・児童福祉法第42条第2号に掲げる医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させるものに限る。）・母子保健法第22条に規定するこども家庭センター（助産師に限る。）	3年間

※教育・研究職や有料老人ホームは対象外

- 上記以外の収還免除対象施設については、神奈川県看護師等修学資金貸付条例及び同施行規則を御確認ください（神奈川県ホームページに条例、条例施行規則など掲載しております）。
- 退職等で必要な従事期間が1月でも不足したり、転職等で途中に1月以上の未就業期間が生じたりした場合は、その時点で収還となります。ただし、その時点まで貸付を受けた期間以上勤務をしている場合は、勤務期間に応じて一部収還免除の申請をすることができます。

- 返還免除対象施設に、卒業した月の翌月から（3月卒業の場合は4月から）、常勤職員として引き続き（継続して）従事すること。

（注意事項）

- 転職や休職等で途中に1月以上の未就業期間が生じた場合は、その時点で収還となります。
- やむを得ない事情により未就業期間が生じる場合は、事前に御相談ください。

- 返還免除対象施設では、修学資金の貸付を受けて、在籍した課程で取得した看護職免許（保健師・助産師・看護師）以上の免許で従事すること。

返還免除に必要な従事期間中に出産や療養等で休職する場合は、事前手続きを行うことで猶予を申請できます。ただし、免除に必要な従事期間の終了する時期は延期されます。

## ○ 申請方法

様式をホームページからダウンロードして印刷し、必要書類を揃えた上で、直接、県へ提出(郵送又は持参)してください。なお、書類に不備があった場合は申請を受け付けないことがありますので、御了承ください。

提出方法	提出期限
直接県へ郵送又は持参	令和6年6月7日（金）必着

## ◆申請時に提出する書類◆

申請に必要な書類	○…必須 △…該当者のみ
<b>1 貸付申請書(第1号様式)</b> 様式に、必要事項を記入してください。 ※連帯保証人、申請者はそれぞれ本人が記入してください。	○
<b>2 推薦状(第2号様式)</b> 在学する養成施設にて作成してもらう必要があります。 なお、成績欄は前年度の成績証明書に替えることができます。 <u>厳封されたものを提出してください。</u>	○
<b>3 特例貸付修学資金申請に係る申出書</b>	○
<b>4 申請者を含む世帯全員の住民票の写し(原本)</b> ※ <u>個人番号を除くすべての情報(「本籍」「世帯主の氏名及び続柄」が必ず記載されるように請求時はチェックをしてください。)</u> が記載されているものが必要です。記載に漏れがあった場合は、受け付けられない場合があります。 ※同居していないなくても、仕送りなどで生計を一にする場合は同一世帯と見なしますので、同居していない者についても提出が必要です。 ※提出日前3か月以内に発行されたもの。	○
<b>5 申請者を含む世帯全員の令和5年度(令和4年分)市町村民税課税(非課税)証明書(原本)</b> (住民税の均等割及び所得割額が確認できる書類) ※同居していないなくても、仕送りなどで生計を一にする場合は同一世帯と見なしますので、同居していない者についても提出が必要です。 ※16歳未満の者については不要。※提出日前3か月以内に発行のもの。	○
<b>6 (5で住民税の所得割の課税がある場合)申請者を含む世帯全員の令和5年度(令和4年分)の市町村民税の課税標準額及び調整控除の額を証明できる書類(7又は8の書類も必要です。)</b> ※調整控除の額については、市町村役場が発行する補足様式が必要な場合があります。 ※5で確認できる場合は、不要です。 ※16歳未満の者については不要。	△
<b>7 退職証明書等、退職又は休職を証明できる書類</b> 進学のために退職又は休職した場合	△
<b>8 給与明細等、収入の減少を証明できる書類(①又は②)</b> 本人又は世帯の主たる生計維持者の収入が進学前より減少した場合 ①令和6年4月又は5月の収入及び入学前年度同月の収入が確認できる書類 ②令和6年4月又は5月の収入及び入学前年度1月～3月のいずれかの収入が確認できる書類	△
<b>9 大規模災害に被災したことを証明する書類</b> 選考の資料としますので、該当する場合は罹災証明書等(写し可)を提出してください。 ※この書類は、該当しない場合は提出不要です。	△

## ◆貸付が決定した申請者が提出する書類◆

提出期限:令和6年7月中旬(予定)

貸付決定後に必要な書類	
<b>1 誓約書(第3号様式)</b> 様式に必要事項を記入し提出してください。 ※連帯保証人の印鑑は <u>実印(印鑑登録証明書と同じ印鑑)</u> を使用してください。それ以外の印鑑では受け付けられません。	<input checked="" type="radio"/>
<b>2 連帯保証人の印鑑登録証明書(原本)</b> ※提出日前3か月以内に発行のもの。	<input checked="" type="radio"/>
<b>3 連帯保証人の住民票の写し(原本)</b> ※連帯保証人の <u>個人番号を除くすべての情報</u> (「本籍」「世帯主の氏名及び続柄」が必ず記載されるように請求時はチェックを入れてください)が記載されているものが必要です。記載に漏れがあった場合は、受け付けられない場合があります。 ※提出日前3か月以内に発行のもの。 ※申請時に提出した世帯分の住民票の写しに記載されている者を連帯保証人とする場合(1名まで)は、申請時のもので代用可。	<input checked="" type="radio"/>
<b>4 口座振込申出書</b> ※口座は本人名義のものに限ります。	<input checked="" type="radio"/>

・貸付けの交付は、原則、四半期ごとに年4回(貸付決定年度のみ年3回)です。

・貸付けの交付時期は、次のとおり予定しています。

1回目:7月下旬～8月上旬 2回目:10月下旬 3回目:1月中旬

※ 次年度以降は、1回目:4月下旬～5月上旬、2回目:7月下旬、3回目:10月下旬となります。(全4回)

### ○ 注意

- ・本制度は貸付けです。返還免除条件を満たさない場合や、免除の可能性があっても免除条件を満たすことが確認できる書類を提出できない場合は、全額返還となります。
- ・本貸付は例年希望者が多く、希望者全員にお貸しすることができない状況になっていますので、予め御了承ください。
- ・国の高等教育の修学支援新制度(授業料等の減免及び給付型奨学生)との併用は不可となります。申請時点での新制度を受けている方又は受ける予定の方は貸付できませんので、予め御了承ください。
- ・神奈川県が行っている他の奨学生や給付金等との併用は不可となりますので、予め御了承ください。
- ・貸付決定前に貸付決定後の書類を提出された場合は、返却します。
- ・本貸付を受けるためには、連帯保証人2名(それぞれが別生計の者)が必要です。  
連帯保証人は独立した生計を営み、収入のある成人の方を指定してください(無収入の方は連帯保証人にはなれません)。
- ・中退、停学処分が生じた場合は貸付廃止となり、全額返還となります。
- ・休学や留年の期間中は貸付休止となります。学業成績の不良により留年した場合(卒業延期も含む)は貸付廃止となり全額返還となります。

### 問合せ先

神奈川県 健康医療局 保健医療部 医療整備・人材課  
人材養成グループ 看護師等修学資金担当  
電話045-210-1111(代表) 内線4766  
月～金8:30～12:00 13:00～17:15(休日を除く)